

Okakenkyo News Letter

2021
7月
815号

岡山県建設業協会 **会報**



- ②新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務への対応等について
- ④公共事業労務費調査（令和3年10月調査）の実施について
- ⑤令和3年度建設工事施工統計調査の実施について
- ⑦令和3年賃金構造基本統計調査の実施について
- ⑧令和3年賃金引上げ等の実態に関する調査の実施について
- ⑨分かりやすくリアルタイムに工事発注情報を掲載（岡山国道事務所）
- ⑪岡山県下公共工事の動向（6月分）
- ⑬建災防だより
- ⑰建退共だより
- ⑱法律相談コーナー
- ⑲建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑳建設業総合補償制度のご案内
- ㉑岡山県からのお知らせ

天王八幡神社の金螢[新見市]（提供：岡山県観光連盟）

新型コロナウイルス感染症に係る工事及び 業務への対応等について

令和3年6月18日
岡山県農林水産部
岡山県土木部

岡山県発注の建設工事及び建設関係業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルスへの対応については、令和3年6月21日以降、次のように取り扱うことにしますので、引き続き御協力をお願いします。

記

1 施工中の工事等における感染防止策（継続）

国土交通省が作成した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和3年5月12日改訂）」※を踏まえ、引き続き、「三つの密」対策を徹底してください。

※ https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html に掲載されています。

2 工事等の従事者に感染者等が発生した場合の報告（継続）

県発注の工事等に従事している者（下請を含む。）に新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者がいることが判明した場合は、速やかに県監督員に次の事項を報告してください。

- ・ 感染の状況（発症の状況、PCR検査の状況、現在の症状等）
- ・ 感染者・濃厚接触者が従事している工事等の名称及び従事している業務内容
- ・ 工事現場の状況（消毒の状況、一時中止の有無等）

※感染者・濃厚接触者が工事の主任・監理技術者又は現場代理人である場合は、その旨も併せて報告してください。

3 工事等の一時中止、工期延長（継続）

受注者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、工事・業務を一時中止や工期延長したいときは、発注者（発注機関の監督員等）に対し、一時中止等を希望する期間と一時中止等が必要な事情を申し出てください。

申し出があった場合、発注者が必要があると認めるときは、受注者の責めに帰することができないものとして、一時中止や工期延長等について適切に対応することとします。

4 検査、打合せ等における取扱い（継続）

- (1) 可能な限り、電話等を用い、対面しない形式で実施します。
- (2) 対面して実施する場合は、必要最小限の参加者としてください。
- (3) 検査・打合せ等に出席した受発注者双方の全員の氏名を記録しますので、御協力ください。

5 工事等の従事者の感染拡大地域との往来（一部変更）

工事等への従事、又は検査、打合せ等に参加するための感染拡大地域（緊急事態措置地域及びまん延防止等重点措置区域）との往来は避けてください。

6 その他

1～5のほか、岡山県からの新型コロナウイルス感染症に関する協力要請※に御協力をお願いします。

※ <https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>に掲載しています。

【問合せ先】

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7483

公共事業労務費調査（令和3年10月調査）の 実施について

国土交通省

このたび、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長から、全建を通じて下記のとおり、今年度の公共事業労務費調査について協力依頼がありました。

本調査は、公共工事設計労務単価設定の基礎資料を得るためのものであり、調査対象工事に選定された際には、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

国不建整第60号

令和3年6月25日

（一社）全国建設業協会会長 殿

（公共事業労務費調査連絡協議会事務局）

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

（公 印 省 略）

公共事業労務費調査（令和3年10月調査）の実施について

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、公共工事設計労務単価を決定するため、関係各位のご協力のもと、例年、10月に施工中の公共工事を対象として厳正に実施しているところですが、今年度におきましても、昨年度同様、一部対面調査を残しつつ、原則書面調査といたします。対面調査にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置として、3密回避や「人と人との距離の確保」、マスクの着用など基本的な感染対策を徹底した上で実施いたしますので、ご協力のほどよろしくご願ひいたします。

例年、詳細については、改めて、各建設業者団体を対象とした説明会を実施させて頂いていたところですが、今年度におきましては、昨年度同様、今般の情勢も踏まえて別添のとおり書面での周知とさせていただきます。

貴職におかれましても、調査の精度、透明性を更に高められるよう、別添の事項についてご理解とご協力を頂きますとともに、貴団体の各会員に対しても周知方よろしくご願ひいたします。

詳細は、当会ホームページ最新情報の7月1日付「重要なお知らせ」に掲載しておりますので、ご覧ください。

令和3年度建設工事施工統計調査の実施について

国土交通省

このたび、国土交通省総合政策局合理的根拠政策立案推進本部長から全建を通じて別添のとおり、令和3年度建設工事施工統計調査（令和2年度実績）の実施に対する協力依頼がありました。

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、毎年7月1日を調査日として国土交通大臣の指定した約11万企業を対象に実施され、その結果は経済政策、財政政策、建設行政等の基礎資料として幅広く利用されております。

つきましては、地域建設業の実情を的確に施策に反映させるため、本調査の趣旨をご理解いただき、調査対象となりました際には、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。



建設工事施工 統計調査ガイド



建設工事施工統計調査とは？

- 「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づいた**基幹統計調査**で、全国約11万の建設業者の方々を対象として毎年実施している調査です。
- また、「統計法第13条」では正確な基幹統計を作成するために、**調査に回答する義務(報告義務)**が定められています。



調査の目的は？

- 建設業者が1年間に施工した完成工事高、就業者数、付加価値額等を調査し、建設業の実態・活動内容を明らかにすることにより、**各種の経済・社会施策のための基礎資料**を得るとともに、**企業の経営方針策定等における参考資料**を提供することを目的としています。



結果はこのように利用されています

- 国土交通白書等における分析・評価
- 建設産業行政における各種施策の基礎データ
例：中小企業庁による「セーフティネット保証制度5号」の業種指定
- そのほか、県民経済計算といった、**地域の経済活動を表す重要な経済指標**の作成等、幅広く活用されています。



情報は守られます！

- 調査票の回答内容は統計法に基づき厳格に保護されます。
- 調査関係者には厳格な守秘義務が課されているほか、集められた調査票は厳重に管理され、統計を作成した後、溶解処分されます。

「賃金構造基本統計調査」を実施します

厚生労働省

厚生労働省では、「令和3年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に7月に実施します。

この調査は昭和23年より毎年実施しており、労働省の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とし、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、調査の対象となる事業所を無作為に抽出し、事業主の皆様から厚生労働省から調査をお願いいたしますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、是非とも調査にご回答くださいますようお願い申し上げます。

厚生労働省ホームページから入力支援機能付きExcel形式の調査票をダウンロードして調査票を作成いただくこともできます。また、政府統計オンライン調査総合窓口（URL：<https://www.e-survey.go.jp>）から、オンライン回答をすることもできます。



厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/>

賃金構造 事業主 検索

「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください。

厚生労働省

厚生労働省では、「令和3年賃金引上げ等の実態に関する調査」を実施します。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する会社組織の民間企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから産業別及び企業規模別に選定した約3,600企業を対象とし、毎年1月から12月までの1年間の常用労働者の賃金改定状況について調査するものです。

調査の結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議で使用するほか、社会的関心も高く、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担った調査となっております。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和3年6月18日

資料提供先：岡山県政記者クラブ、岡山市政記者クラブ

分かりやすくリアルタイムに工事発注情報を掲載 ～岡山国道事務所HPを建設業向けにリニューアル～

岡山国道事務所のホームページにおいて、建設業向けに工事発注情報を一覧化して分かりやすく見やすくするとともに、公告日にリアルタイムで情報をお届けできるようにリニューアルしましたのでお知らせします。本日より岡国ホームページ上において最新の発注情報を、以下URLからご覧になれます。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/okakoku/media/pdf/save/bid/234e166da4eeea6a0049365ee1e7fb83e.xlsx>

国土交通省 中国地方整備局
岡山国道事務所

地域の方向け情報はこちら

おかくの主な仕事

現場見学会

ボランティア・ロード

道の駅情報

渋滞情報

通行規制情報

道路ライブ画像

事業者向け情報はこちら

なうでホットな岡国の工事発注情報
発注なう

2021.6.18
令和3年度●●道路改良工事公告しました！

2021.6.18
令和3年度●●道路改良工事公告しました！

2021.6.18
令和3年度●●道路改良工事公告しました！

なうでホットな岡国の
工事発注情報「発注なう」

※岡国ホームページ リニューアルイメージ
(トップページ等で発注情報を発信)

2021.6.18
令和3年度●●道路改良工事公告しました！

改良工事

入札方式：一般競争
手続状況：NEW！
工事種別：一般土木
公告日：6月18日
入札開始：●月●日
予定発注金額：●月●日
工事：工場の修繕工事（仮設、修繕）（工事地盤面図）までが工場の修繕工事とする
他の工事の公告、入札開標等のデータは以下リンク先で公開
2021

発注なうをクリックすると工事の個別ページが開きます。この個別ページから次ページ①で紹介している一覧表も見ることができます。

<お問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所

TEL 086-214-2220 (代表)

副所長 (改築) 桐谷 文昭 (きりたに ふみあき)

<広報担当>

計画課長 根津 佳樹 (ねづ よしき)

※本記者発表資料は、岡山国道事務所ホームページ (<http://www.cgr.mlit.go.jp/okakoku/>)に掲載しています。

岡山県下公共工事の動向 〈6月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和3年6月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和3年度	343件	209億円	858件	570億円
増 減 率	1.5%	3.2%	2.5%	▲1.1%
令和2年度	338件	203億円	837件	577億円
令和元年度	341件	163億円	1,062件	559億円
平成30年度	282件	195億円	811件	469億円

【1】当月の状況

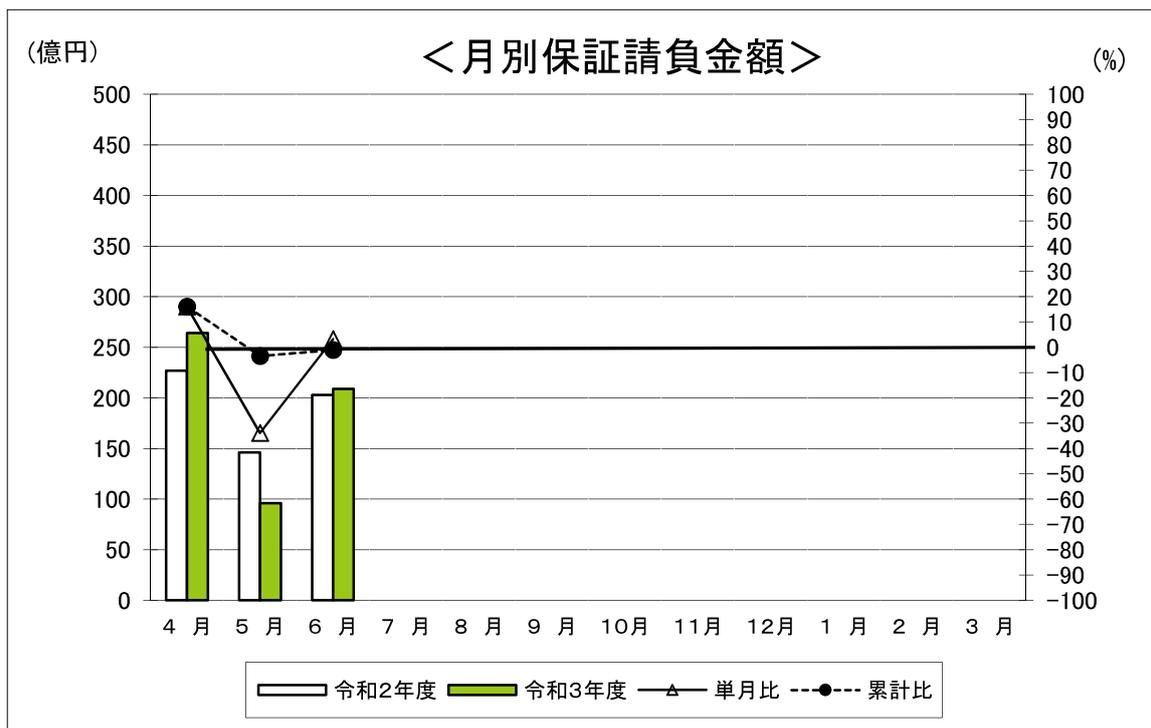
6月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で1.5%増の343件、請負金額は3.2%増の209億円となった。

発注者別の請負金額で見ると、「県」で24.7%減、「市町村」で26.9%減となったものの、「国」で29.9%増、「独立行政法人等」で137.0%増、「その他の公共的団体」で129.4%増となった。

【2】累計（令和3年度4月～6月）

6月末累計では、件数は前年同月比で2.5%増の858件、請負金額は1.1%減の570億円となった。

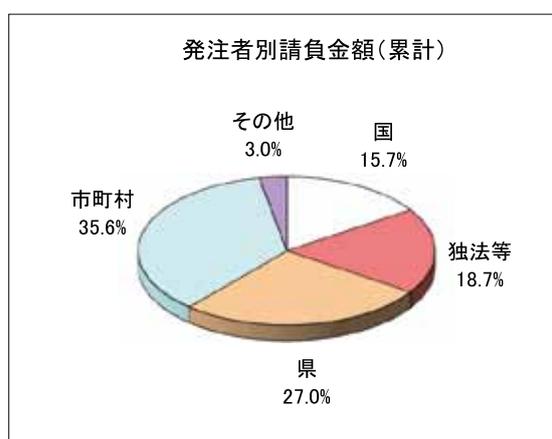
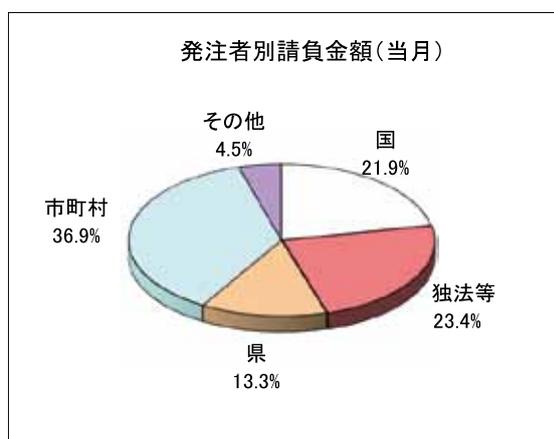
発注者別の請負金額で見ると、「国」で25.2%増、「県」で29.8%増、「その他の公共的団体」で57.2%増となったものの、「独立行政法人等」で10.6%減、「市町村」で20.7%減となった。



Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	26	4,581	36.8	29.9	65	8,960	51.2	25.2
独法等	12	4,897	9.1	137.0	29	10,657	▲ 19.4	▲ 10.6
県	96	2,798	▲ 8.6	▲ 24.7	341	15,413	1.5	29.8
市町村	200	7,738	1.0	▲ 26.9	409	20,362	▲ 1.0	▲ 20.7
その他	9	945	80.0	129.4	14	1,704	55.6	57.2
合 計	343	20,961	1.5	3.2	858	57,099	2.5	▲ 1.1



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	7,085	▲ 3.3	33.8%	26,129	30.0	45.7%
東備地区	485	▲ 69.8	2.3%	1,492	▲ 53.8	2.6%
倉敷地区	5,443	13.6	26.0%	12,551	4.4	22.0%
井笠地区	1,733	7.7	8.3%	5,451	16.5	9.5%
高梁地区	217	▲ 74.4	1.0%	1,359	▲ 43.1	2.4%
新見地区	275	▲ 35.5	1.3%	778	▲ 73.3	1.4%
真庭地区	3,733	156.6	17.8%	4,256	▲ 38.0	7.5%
津山地区	1,588	▲ 16.1	7.6%	3,369	▲ 12.0	5.9%
勝英地区	399	13.7	1.9%	1,709	1.0	3.0%
合 計	20,961	3.2	100.0%	57,099	▲ 1.1	100.0%

(建災防だより)

講習会等のお知らせ

令和3年8月9日

◎作業主任者技能講習

・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	8月 4日～ 6日	(岡山建設会館)
・木造建築物の組立等作業主任者	9月 1日～ 2日	(岡山建設会館)
・足場の組立等作業主任者	9月15日～16日	(岡山建設会館)

◎能力向上教育等の安全衛生教育

【岡山県入札参加資格の格付けにかかる主観点の加点对象教育】

・土止め先行工法に関する安全教育	8月23日	(岡山建設会館)
・職長・安全衛生責任者教育	9月 9日～10日	(岡山建設会館)

◎その他の教育

・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 6時間コース	8月 2日	(倉敷)
・斜面の点検者に対する安全教育	8月 2日	(岡山建設会館)
・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 6時間コース	8月24日	(岡山建設会館)
・建設工事の職場環境改善実施担当者講習	9月 7日	(岡山建設会館)
・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 6時間コース(追加)	9月 8日	(倉敷)
・電気工事作業指揮者	9月17日	(岡山建設会館)
・足場の組立等特別教育	9月22日	(岡山建設会館)
・丸のこ等取扱従事者教育	9月24日	(岡山建設会館)
・石綿特別教育	9月27日	(岡山建設会館)

※くらしき山陽ハイツが令和3年1月より使用できなくなりました。倉敷市等西部地域の皆様にはご不便をおかけしますがご了承下さい。

新たな講習会のお知らせ！

「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について！

標記キャンペーンを9月迄展開しておりますので詳細(支部ホームページ掲載)を確認のうえご協力下さい。

「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の実施について！

平成30年度より実施の「第8次建設業労働災害防止5ヵ年計画」において、標記キャンペーンが8月1日より9月10日迄展開されます。詳細(支部ホームページ掲載)の内容を確認のうえご協力下さい。

建築物の解体時等の石綿暴露防止に関する新たな規制について！

飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症する恐れがあることから、平成18年9月から石綿の輸入、製造、使用などが禁止されていますが、国土交通省の推計では、吹付アスベスト等を含む建築材料を使用している建築物等の解体工事が今後増加し、2028年頃解体等のピークを迎えるとされております。

そのため、令和3年4月1日より石綿障害予防規則を改正し、建築物の解体時等の暴露防止対策が強化され、解体・改修工事開始前の石綿調査を実施することができる者として「建築物石綿含有建材調査者」制度が新たに設置されます。当支部は、新年度から「建築物石綿含有建材調査者講習会」を実施するため準備を進めており、近々講習案内等の詳細を支部ホームページに掲載する予定です。

※1.別紙講習案内作成案参照

※2.石綿作業主任者技能講習修了者は受講対象者となり、かつ科目1.が免除となります。

※3.改正内容は別紙「建築物の解体時等の石綿暴露防止に関する新たな規制が施行されます」参照



建設業労働災害防止協会 岡山県支部

〒700-0827 岡山市北区平和町5-10 TEL086-225-4132 Fax086-225-5392

ホームページ [文字検索] 建災防 岡山県支部

建築物石綿含有建材調査者講習案内 「一般調査者講習」

(作成案)

【対象】

昨今、石綿等が使用されている建築物等の老朽化により、解体・改修工事等は今後増加し、2028年頃ピークになると予想されています。

こうした中、建築物に使用されている石綿含有建材の調査が不十分で、必要な措置を取らずに解体等が行われている事例が多数みられました。

そのため、石綿含有を調査する者の資格付与の制度について、平成30年10月にこれまでの制度を見直し厚生労働省、環境省、国土交通省が連携した「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」があらたに示され、今後の調査者ニーズ拡大に対応することとなりました。

また、令和2年7月1日に公布された改正石綿障害予防規則においては、事前調査を行う者の要件として、建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者が義務づけられました。

こうしたことから当協会では、「一般調査者講習」を実施することとなりました。

【受講資格】

受講記号	受講資格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18 第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	・修了証の写し
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。(4)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(4)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((3)に該当する者を除く。)	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 B
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18 第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	・左記に示す技能講習修了証写し ・実務経験証明 C
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 D
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 D
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	・実務経験証明 E
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	・実務経験証明 D

【カリキュラム・受講料】

受講科目	受講時間	受講料及びテキスト代
・科目1. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1 時間	受講料： テキスト代： 4,630 円
・科目2. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1 時間	
・科目3. 石綿含有建材の建築図面調査	4 時間	一部免除者 受講料： テキスト代： 4,630 円
・科目4. 現場調査の実際と留意点	4 時間	
・科目5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1 時間	被災防岡山県支部の会員企業に 所属する方はテキスト代を助成 します。
・修了考査	1.5 時間	
合 計	12.5 時間	

※ 受講記号(1)に該当の方(石綿作業主任者技能講習修了者)は、科目1. が免除となります。

建築物の解体時等の石綿暴露防止に関する新たな規制が施行されます

石綿障害予防規則等が改正され、建築物の解体時等の石綿暴露防止対策が強化されます。施行は原則令和3年4月1日です。

計画的な準備をお願いいたします。

1 改正の概要・スケジュール

石綿レベル	現行		改正後		
	定義	対策	定義	対策	
レベル1 	石綿含有吹付け材	事前調査 作業計画 掲示 計画届※14日前	責任隔離 集じん・排気装置の初回点検 作業開始前の責任点検	改正なし 事前調査結果等の届出(一定規模以上※1が対象、電子届出システム)	事前調査(レベル2も対象に追加)※14日前 ・事前調査※調査方法明確化 ・資格者による調査 ・調査結果の3年保存、現場への備付け 責任隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検
レベル2 	石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材	湿潤な状態 マスク等着用 作業主任者選任 作業届※工事開始前	等	改正なし 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示 湿潤な状態 マスク等着用 作業主任者選任 特別教育 健康診断	作業開始前、中断時の責任点検 隔離解除前の取り残し確認 等
レベル3 	スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等、その他石綿含有建材	特別教育 健康診断	けい酸カルシウム板1種※2(破碎時) 仕上げ塗材(電動工具での除去時)	隔離※責任は不要	スレート、Pタイル等その他石綿

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事等

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等に使用):レベル1・2ほど飛散性はないが、他のレベル3より飛散性が高い

凡例

対策
対策

令和2年10月施行

令和3年4月施行

対策
対策

令和4年4月施行

令和5年10月施行



岡山労働局・労働基準監督署

2 新たな規制の概要

1 解体・改修工事開始前の調査関係(令和3年4月施行)

- 設計図書等の確認及び目視による確認の必須化
- 吹付け材については石綿が含有されているとみなして分析調査を不要とする
- 調査結果は3年保存。作業場への記録の写しの備付け義務化

2 解体・改修工事開始前の調査を行う者関係(令和5年10月施行)

【調査を行う者の要件】

- 事前調査
 - ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号。以下「登録規程」という。)に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者(一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く。)
 - ・上記の者又は登録規程に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部)
- 分析調査
 - ①から③までに關する所定の学科講習及び分析の実施方法に關する所定の実技講習を受講し、修了考査に合格した者及びこれと同等以上の者
 - ① 分析の意義及び関係法令
 - ② 鉱物及び石綿含有材料等に關する基礎知識
 - ③ 分析方法の原理と分析機器の取扱方法

計画的な受講を！

3 解体・改修工事開始前の届出関係

(計画届は令和3年4月、事前調査結果届出は令和4年4月施行)

- 計画届の対象を拡大(レベル1→レベル1+2)
- 一定規模以上の建築物等の解体・改修工事について、事前調査結果等の届出義務(新設)
(電子届出システムでの届出)

4 負圧隔離を要する作業に関する措置関係(令和3年4月施行)

- 集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検義務化
- 作業中断時の負圧点検の義務化
- 隔離解除前の石綿除去完了確認の義務化

5 隔離を要する(負圧は不要)作業に関する措置関係

- けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の隔離の義務化(令和2年10月施行)
- 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の隔離の義務化

6 その他の作業に関する措置関係(令和3年4月施行)

- 石綿含有成形品の切断等による除去の原則禁止
- 湿潤な状態にすることが困難な場合、除じん性能を有する電動工具の使用等発散抑制措置の努力義務化

7 作業の記録関係(令和3年4月施行)

- 事前調査結果概要及び作業実施状況の記録の概要を40年の保存対象に追加
- 湿潤な状態にすることが困難な場合、除じん性能を有する電動工具の使用等発散抑制措置の努力義務化

8 発注者による配慮(令和3年4月施行)

- 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に關する発注者の配慮義務。



(建退共だより)

共済証紙の切替え・共済手帳の取扱いについて

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共岡山県支部
<http://okayama-kentaikyo.jp/>

1 共済証紙の切替えについて

- (1) 新証紙(320円)切替えは令和3年10月1日に行います。それ以降は、310円証紙は販売しませんので、令和3年9月30日までの就労分については、必要数を見込んだうえ9月30日までに金融機関で購入してください。
- (2) 現在お持ちの共済手帳には、令和3年9月末までの就労分については310円証紙を貼付し、令和3年10月1日以降の就労分については、320円証紙を貼付してください。

2 310円証紙と320円証紙の交換について

- (1) 310円証紙は、令和3年10月以降就労分として貼付することができませんので、残余の未使用証紙は、金融機関で320円証紙に交換してください。
 - ・共済契約者証(又は事務受託者証)を金融機関の窓口で提示し交換を申し出てください。
 - ・交換枚数の相違防止のため、赤証紙・青証紙の別及び1日券・10日券の別に分類し、種類ごとに枚数を明示してください。
- (2) 交換は、赤証紙は赤証紙の同一券(1日券は1日券、10日券は10日券)と、青証紙は青証紙の同一券とのみ行います。
- (3) 310円証紙32枚につき、320円証紙31枚の割合で交換します。
310円証紙に31枚以下の端数が生じたときは、差額金(1日券は1枚につき10円、10日券は1枚につき100円)を払って320円証紙と交換してください。
なお、差額金の最高額は交換枚数にかかわらず、1日券で310円、10日券で3,100円となります。

《計算例》310円証紙98枚(30,380円)を320円証紙に交換する場合
交換枚数： $310円 \times 98枚 \div 320円 = 94.9375 \rightarrow 95$ 枚(小数点以下切り上げ)
差額金： $320円 \times 95枚 - 310円 \times 98枚 = 20円$

- (4) 共済証紙交換期間と取扱窓口
金融機関での交換の取扱いは、令和3年10月1日から令和3年12月末日(休業日を除く。)の3か月間となります。
なお、建退共事業本部での交換は、新証紙1枚分に満たない端数は切り捨てとなりますので、令和3年12月末日までに金融機関で交換されるようお願いいたします。

交換期間	取扱い窓口
令和3年10月1日～令和3年12月末日	建退共代理店金融機関
令和4年1月1日～令和5年9月末日	建設業退職金共済事業本部

- (5) 電子申請方式の退職金ポイントへの交換
令和3年10月1日以降は、310円証紙を電子申請方式の退職金ポイントに交換することができません。
310円証紙を退職金ポイントに交換する場合は、令和3年9月末日までに申請するか、令和3年10月1日以降、一度320円証紙に交換した後、退職金ポイントに交換していただくこととなります。

3 共済手帳の取扱いについて

10月1日の共済証紙切替え後も、現在お持ちの共済手帳は証紙の貼付が満了するか、表紙に記載されている次回更新時期(次回更新時期の記載がない場合は手帳交付日から2年を経過する日)が到来するまで更新手続きは不要です。
令和3年9月30日までの就労分の310円証紙を貼付した後、証紙貼付欄に余白があるときは、継続して10月1日以降就労分の320円証紙を貼付してください。
なお、令和3年10月1日以降に交付された共済手帳には310円証紙を貼付することができませんので、更新の際には、9月30日までの就労分の貼付漏れがないようにご注意ください。

第133回 内定者の突然の辞退

●相談内容●

入社日の直前になって、内定者から「他社に就職することにしたので、内定を辞退したい」と連絡がありました。辞退の連絡が突然すぎて、非常識だと思います。このような非常識な内定辞退が許されるのでしょうか。また、損害賠償を請求することはできるのでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

○回 答○

内定を辞退するにしても、できるだけ早めに連絡をしたりお詫びをしたりするなど、常識的な対応をしてほしいというのは当然のことだと思います。

入社日直前の辞退や事前連絡がないままの辞退に対しては、何かしらの対応をしたくなるという気持ちも分からないではありません。

内定者は自由に辞退できるのか

法律的には、内定が決まった時点で労働契約が成立したことになります。したがって、「内定者が内定を辞退する」ということは「労働者が労働契約を解約する」ということになり、その意味では退職と同じです。

民法上、労働者はいつでも労働契約の解約の申入れをすることができ、解約の申入れの日から2週間を経過することによって労働契約が終了することになっています（民法627条）。このルールは、労働者の退職の自由を保障するための強行規定であると考えられています。

したがって、労働者に退職の自由が認められる以上、内定者にも辞退の自由が認められるということになります。

損害賠償を請求することができるのか

労働者の退職の例でいえば、退職が社会的相当性を逸脱し、極めて背信的な方法で行われた場合には、債務不履行責任や不法行為責任を負うこともあるとされています。しかし、悪質な一斉大量引抜きなどが行われな限り、債務不履行責任や不法行為責任が成立することはほとんどないと思われます。

これとパラレルに考えれば、辞退の連絡が突然すぎるという点のみをもって、辞退が社会的相当性を逸脱し、極めて背信的な方法で行われたと評価することは困難です。会社が内定者のために多額の設備投資などの特別の準備をしていて、そのことを内定者も十分に認識していたような場合でない限り、損害賠償を請求することは難しいと思われます。

見方を変えると・・・

仮にそのような内定者を採用していた場合、会社の業務でも重要な連絡をしないなどの問題が生じていたかもしれません。しかし、問題のある労働者であっても、簡単に解雇できるわけではありません。

見方を変えると、そのような事態が生じずに済んだ、会社がそのような問題に巻き込まれずに済んだと考えることもできます。新たに良い人材を採用することができるよう、気持ちを切り替えるのが生産的だと思います。

(建設業福祉共済団からのお知らせ)

『建設共済保険 (年間完成工事高契約)』の概要

「建設共済保険」は、昭和45年11月、わが国初の労災上乘せ保険として誕生し、50年目を迎えました。
建設業福祉共済団は、内閣府から公益財団法人としての認定を、また、国土交通省及び厚生労働省から「特定保険業」の認可をそれぞれ受け、運営しています。全国で24,000社を超える建設業の皆様にご加入いただいています。

項目	主 な 内 容
1. 対象災害	①保険契約者の施工する建設工事現場(*)における 業務上災害 及び ② 通勤災害 (*)元請の甲型共同企業体契約及び海外工事を除く ※労災保険法に定める業務災害または通勤災害
2. 被保険者の範囲	①自社雇用労働者 (無記名。事務職や建設業以外の事業で働く労働者及び保険契約者以外の役員については、付随契約への加入で補償対象とすることが可能です。) ②下請負人が雇用する労働者 (無記名) <u>(※特別加入の対象となる下請事業主・役員は除かれます。)</u> ③保険契約者 (労災保険の特別加入をすることができる者)
3. 補償範囲	① 死亡災害 ② 障害等級 第1級～第7級 ③ 傷病等級 第1級～第3級
4. 保険金の種類	保険金には次の①及び②があり、同時に同額の保険金区分(*)でご加入いただけます。 (*)保険金区分については、下記①及び②の合計額で、1,000万円、2,000万円、3,000万円 及び 4,000万円の 4区分から選択 できます。 ①被災者補償保険金 ・・・保険契約者に対し、死亡災害、障害等級または傷病等級に応じた保険金区分の満額 (※障害等級第4級～第5級の場合は保険金区分の80%の額、障害等級第6級～第7級の場合は保険金区分の60%の額)をそれぞれ上限額として支払います。ただし、保険契約者が被災者等に支払った金額または支払うことが確定している金額が上限額を下回る場合は、その金額を支払います。 ②諸費用補償保険金 ・・・保険契約者が、①の被災者補償保険金を被災者等に支払った場合または支払うことが確定している場合、企業が負担する各種経費(被災者等に対する追加的補償を含む)を補償する目的で、保険契約者に対し契約金額(※上限額は被災者補償保険金の場合と同額)を支払います。 (※被災者補償保険金を全く支払わない場合は、お支払いできませんので、ご注意ください)
5. 保険金支払いの特長	①同一災害で多数の方が被災した場合、および保険契約期間中に複数回事故が発生しても、 それぞれ上限なく補償 します。 ②同一現場で元請企業と下請企業がともに建設共済保険に加入していた場合、下請け企業の労働者が被災したときは、元請企業・下請企業 それぞれに保険金を支払 います。 ③ スピーディーな保険金の支払い (※H22～R元年度の実績：請求書受付から 平均 5.0日)。
6. 経審の加点	・ 経営事項審査 において、「労働福祉の状況」の中で、 15点 が加点されます。
7. 掛金・割引等	・直前1年間の完成工事高を基礎に、保険金区分及び工事種類(土木・建築等区分)により定めた掛金率で算出。 ・「無事故割引」・・・完工高に応じ、 掛金を12%～72%割引 ・「払込割引」・・・完工高が1億円以上の場合には、分割払いや払込割引(最大2%)があります。
8. 付帯する主な事業	・ 育英奨学事業 ・・・保険金が支払われた被災者(死亡、障害1級～3級または傷病1級～3級に該当する者)の子供に対して、要保育期間および小学校～大学までの在学期間、 返済不要の奨学金を継続給付 します。 (※年額：要保育児144,000円～大学生468,000円 最大 約482万円を給付) ・ 労働安全衛生推進事業 ・・・①保険契約者に対し、掛金と加入年数に応じて安全衛生用品を頒布します。 ②現場の女性専用トイレ・更衣室の導入費用に対して助成金を給付します (※1社上限 10万円)。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 **建設業福祉共済団**

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



取扱機関

一般社団法人 **岡山県建設業協会**

Tel 086-225-4133

建設共済保険

検索

(建設業総合補償制度のご案内)

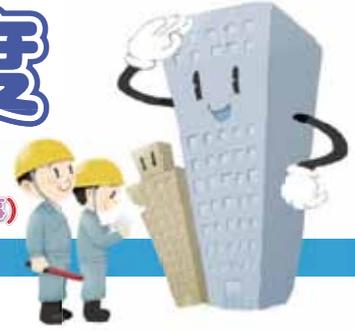
一般社団法人 岡山県建設業協会会員の皆様へ

令和3年度

建設業総合補償制度

のご案内

- 第三者賠償補償
- 工事補償 (土木工事・建築工事・組立工事)



補償内容がさらに拡充されました! ぜひご加入をご検討ください!

- 団体のスケールメリットにより、個別加入と比較して割安な保険料になっています。
- 建設業における賠償事故および工事対象物の損害を総合的に補償します。
- 年間包括契約であり、予め定められた工事および業務のすべてが補償の対象となるので、保険の加入忘れがありません。共同企業体(JV)工事についても包括契約の対象になります。(被保険者の責任分のみ補償します。)
- 保険料は全額損金処理できます。(令和3年3月現在)

主な補償内容(支払限度額)		充実の補償内容
第三者賠償補償(損害保険)	身体賠償	1名につき 1億円 1事故につき 3億円 (または 5億円 、 10億円) <small>(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)</small>
	財物賠償 <small>(管理財物の損壊を含む)</small>	1事故につき 1億円 (または、 3,000万円 、 5,000万円 、 3億円 、 5億円 、 10億円) <small>(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)</small>
	免責金額(自己負担額)	1事故につき 3万円 (身体賠償・財物賠償それぞれ)
	借用・支給財物損壊補償	1事故、保険期間中通算 500万円 (免責金額1事故につき5万円)
地盤崩壊危険補償特約(オプション)		
	財物賠償	1事故、保険期間中通算 1,000万円 もしくは 2,000万円
	免責金額(自己負担額)	1事故につき 5万円 ※通常の地盤崩壊危険補償特約で対象とならない損害につき一定割合で保険金を支払う「地盤崩壊危険補償特約(ワイド)」もございます!詳細はパンフレットをご覧ください。
使用者賠償責任補償特約(オプション)		
	支払限度額	1回の災害および保険期間中通算 5,000万円 もしくは 1億円 、 2億円 、 3億円

支払限度額・免責金額		充実の補償内容
土木工事保険	1工事あたりの支払限度額	1事故かつ1工事期間中につき 2,000万円 もしくは 各工事の保険金額(=請負金額)のいずれか低い額
	1事故あたりの免責金額(自己負担額)	(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: 0円 (2) 盗難の場合: 10万円 (3) (1) (2) 以外の事故による場合: 150万円
	1事故あたりの支払限度額	各工事の保険金額(=請負金額) ※工具は、保険期間中 100万円 まで。(建設工事保険のみ)
組立保険	1事故あたりの免責金額(自己負担額)	(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: 0円 (2) (1) 以外の事故による場合: 10万円

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人 岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山法人営業課
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル7階

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

086-225-4133

086-225-0703

03-5408-1909

これは、「建設業総合補償制度」の特徴を説明したものです。詳しくはパンフレットをご用意しておりますので上記にお問い合わせください。

B21-900066 使用期限:2022年8月1日

夏の交通事故防止

いよいよ本格的な夏がやって来ます。夏休みシーズンは、イベントや旅行等、外出の機会も増える時期です。楽しい計画が交通事故で悲しい思い出に変わることはないよう、次のことに注意しましょう。

1 旅行の計画はゆとりをもって！

レジャーシーズンは道路が大変混雑します。お出かけの際は、行き先までの交通状況を事前に十分調べておきましょう。また、渋滞に巻き込まれることも予測して、時間に無理のない、余裕のある計画を立てましょう。

2 運転はゆとりをもって、「ゆずる・とまる・まもる」

道路が渋滞すると気分がイライラしがちですが、焦らず、ゆとりのある運転を心がけましょう。また、旅行などで長時間・長距離の運転となることもあります。暑さによる疲れも懸念されます。無理をせず、早めに休憩をとりましょう。運転する際は、信号、合図などの交通ルールを守り、特に「ゆずる・とまる・まもる」の3つを心がけましょう。

3 子どもの事故に気をつけましょう！

子どもの外出機会が増える夏休み期間です。子どもが出かける前には「車に気をつけて」と一声かけるなど、家庭でも注意してください。また、車を運転するときは、子どもたちの動きに十分注意し、思いやりのある運転と早めのブレーキを心がけましょう。

4 夜のお出かけには反射材の着用を！

夏は涼しくなってから、夜に散歩等の外出をする機会が多くなります。夜間に出かけるときは、夜光タスキなどの反射材やLEDライトを身に付けて、自分の存在を車にアピールしましょう。ドライバーも、危険を早期に発見できるよう、ライトを早めに点灯し、原則上向きライトでこまめな切替を行いましょう。

5 許さない！飲酒運転

お酒を飲んだら、たとえすぐ近所でも、絶対に車を運転してはいけません。アルコールは少しの量でも運転に影響します。死亡事故等、重大事故につながる危険性が極めて高い飲酒運転は、決して許されません。周りの人も注意して、みんなの力で飲酒運転をなくしましょう。

6 全席シートベルト・チャイルドシートを着用しましょう！

シートベルトは、万一の際、あなたや家族を守る命綱です。車に乗ったら、全ての座席でシートベルトを必ず着用しましょう。また、6歳未満の子どもを同乗させる際には、必ずチャイルドシートを使用しましょう。

7 自転車も車です。ルールを守って乗りましょう

自転車も、重大な事故を招くことがあります。子どもも加害者になることがあります。信号や一時停止など、交通ルールを守って、自動車、歩行者に注意して乗りましょう。万一の事故に備えて、保険加入をお勧めします。

協会日誌

- 3. 6. 8 全建 令和3年度定時総会（東京）
- 3. 6.14 臨時理事会
- 3. 6.18 事務長会議
- 3. 6.18 岡山県建築住宅センター(株)株主総会
- 3. 6.30 全建 理事会（東京）

建災防日誌

- 3. 6. 9 第21回岡山労働災害防止対策推進会議（岡山労働局）
- 3. 6. 9 第148回理事会・第59回総代会（リモート）
- 3. 6.23 建設工事関係者連絡会議（岡山労働局）
- 3. 6.25 岡山地方産業安全衛生大会準備委員会

お盆のため、8月13日（金）～8月17日（火）を休業させていただきます。
（一社）岡山県建設業協会 建災防岡山県支部 建退共岡山県支部

COOLBIZ
クールビズ

環境にやさしく
夏をカイトキに

5/1 → → → 10/31

5月と10月は「移行月間」とし、気温や体調、業務上の必要性等により、個人の判断で特に柔軟に取り組む期間とする。

クールビズ県民運動実施中

The poster features three cartoon penguins: one in a patterned shirt, one on a swing holding a sign with the character '夏' (Summer), and one painting a white path. The dates 5/1 and 10/31 are highlighted in yellow circles with arrows pointing from 5/1 to 10/31.

室温目安
28°C

COOL CHOICE
室温28°C以下を推奨

岡山県「ももっち・うらっち」

岡山県

The poster shows two cartoon characters, a girl with pink hair and a boy with a yellow star on his head, both pointing upwards. A large speech bubble contains the text '室温目安 28°C'. A 'COOL CHOICE' logo with an arrow points to the right, with the text '室温28°C以下を推奨' below it.

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会
TEL (086) 225 - 4131
FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号
URL : <http://www.okakenkyo.jp>
E-mail : info@okakenkyo.jp